

オンライントレーニング ユーザ規約  
インディビジュアル・インターネット・コースウェア・ライセンス

サン・マイクロシステムズ社(以下、サンといいます)はお客様(以下、ライセンシーといいます)に対し、ライセンシーが本契約条件のすべてに同意することを条件に、教育サービス・コースおよび付随のドキュメンテーション(正当な権限により作成された複製物を含み、以下総称して「コースウェア」といいます)の使用を許諾します。同意ボタンを押す前にもしくは「コースウェア」の使用申込みを行う前に、本契約の条件を注意してお読み下さい。同意ボタンを押すことによりもしくは「コースウェア」の使用申込みを行うことにより、ライセンシーは、本契約を読み、理解したことを認め、本契約条件に拘束されることに同意したものとみなされます。本契約条件に同意しない場合は、お客様には「コースウェア」に関する何らの使用権も許諾されず、お客様は「コースウェア」の使用申込みを行うことができません。

1. 使用許諾

- 1.1 使用権: 本契約条件への同意および適切な料金の支払いを条件に、ライセンシーには、1個人ユーザとして、支払われた料金に対応する使用期間中に限り、「コースウェア」を自己使用することのできる非独占的かつ譲渡不能な使用権が付与されます。かかる使用権は、シングル・ユーザ限りのコースウェア・ライセンスです。ライセンシーは、「コースウェア」の利用をサポートする記録保存のためにのみ、元の「コースウェア」に記載されたすべての著作権その他の知的所有権表示をそのまま複製する条件の下に、「コースウェア」の複製物を一部作成することができます。
- 1.2 使用制限: 「コースウェア」は、本契約条件の下にのみ、ライセンシーに対して使用許諾されるものであり、サンは、明示にライセンシーに対して許諾した以外のすべての権利を留保します。ライセンシーは、本契約条件に明示して規定する場合を除き、「コースウェア」を使用し、複製し、変更し、譲渡することはできません。適用法で制限が認められない場合を除き、ライセンシーは、「コースウェア」をリバース・エンジニアリングし、逆アSEMBルし、逆コンパイルし、解読し、ないしは他の方法で「コースウェア」に関連するソフトウェアのソースコードを抽出することはできません。ライセンシーは、「コースウェア」またはその一部を賃貸し、リースし、サブライセンスし、譲渡し、貸出し、販売し、頒布することはできません。サンまたはサンに対するライセンサーのもつ、商標、サービスマーク、商号についてのいかなる権利、所有名義、および権利も、本契約条件によって使用許諾されず、これらの使用による利益は唯一サンまたはサンに対するライセンサーに帰属するものとします。
- 1.3 核施設での使用: ライセンシーは、「コースウェア」がいかなる核施設のデザイン、建築、稼働または管理に使用することを企画、意図したものでないことを認めます。サンは、かかる用途への適合性について、明示黙示を問わず、何ら保証しません。
2. 秘密保持: 「コースウェア」は、サンないしサンに対するライセンサーの財産的情報であり、また、「コースウェア」の特定の部分については機密に属します。「コースウェア」は米国著作権法および国際的な協定により保護されます。無許可の複製および頒布は民事または刑事の制裁を受けることがあります。ライセンシーは、「コースウェア」の無許可の開示および使用を防ぐため合理的なすべての措置をとるものとします。
3. 期間、終了および存続
- 3.1 本コースウェア・ライセンス契約は、ライセンシーが本契約条件に同意しかつ使用期間に対応する適切な料金が支払われた時点から有効です。
- 3.2 ライセンシーは、「コースウェア」のすべての複製物を廃棄することによりいつでも本コースウェア・ライセンス契約を終了することができます。
- 3.3 本コースウェア・ライセンス契約は、ライセンシーが本契約の義務のいずれかに違反した場合、事前通知なしに直ちに終了します。
- 3.4 契約が終了したときは、ライセンシーは直ちに「コースウェア」を廃棄し、またはサンが要求する場合はこれを返還しなければなりません。

- 3.5 本コースウェア・ライセンス契約が終了した場合でも、1.2, 2, 5, 6, 7 および 8 の各条項は存続するものとします。
4. 非保証:「コースウェア」は現状有姿(AS IS)でライセンシーに提供されます。商品性、品質の満足度、特定目的への適合性および第三者の権利を侵害していないことの黙示的保証を含み、明示または黙示を問わず、すべての条件、表明および保証は、法律で最大限に認められる範囲で、排除されるものとします。
5. 責任の制限:適用法で禁止されていない範囲内で、本契約に関連するすべての請求に関する、ライセンシーまたは第三者に対する、サンの累積的責任の上限は、債務不履行または不法行為を問わず、請求の原因となった「コースウェア」についての契約金額を上限とします。いかなる場合もサンは、本契約に起因したまたは関連して、債務不履行または不法行為等を原因とする間接損害、懲罰的損害、特別損害、付随的損害または結果損害(事業収入、利益、使用、データその他の経済的利得を含む)に対して、かかる損害が発生する可能性を既に通知され、または合理的に予見可能であったとしても、その責任を負わないものとします。本契約に定める救済措置が本質的に目的を達成できなかった場合でも、損害賠償責任は本規定に制限されるものとします。
6. 米国政府の制限権:「コースウェア」または関連するソフトウェアが米国政府または米国政府のプライム・コントラクターもしくはサブコントラクター(いずれの層かを問わない)により、または当該者を代理して、取得される場合、「コースウェア」、ソフトウェアおよび付随するドキュメンテーションにおける米国政府の権利は、本契約に記載する以下の規定に準拠するものとします:48 CFR 227.7201 から 227.7202-4(米国国防総省による取得)および 48 CFR 2.101 および 12.212(米国国防総省以外の取得)。
7. 輸出管理法令
- 7.1 サンが提供した製品、サービスおよび技術データは、米国またはその他の国が定めた通商法(輸出入規制)の対象となる場合があります。ライセンシーは、上記の法律を遵守することに同意するものとし、さらに輸出、再輸出または輸入に関して必要となるすべての許可を取得する義務を負うことを認識するものとします。
- 7.2 ライセンシーが米国政府指定国/地域(以下、指定国といいます\*)の国民に該当するときまたは指定国に永住権を有する場合、ライセンシーは速やかにその旨をサンに申し出るものとします。  
\*(2004年6月現在)キューバ、イラン、イラク、北朝鮮、スーダン、シリア
- 7.3 サンは、米国輸出管理法遵守のため、前項に該当する場合、ライセンシー自身が予め取得した米国政府による許可証を提示するよう求めることがあります。
8. 準拠法および管轄:すべての紛争は、日本国法令に準拠するものとし、準拠法の選択に関する規則および国際物品売買契約に関する国連条約は適用されないものとします。両当事者は、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所することに合意します。
9. 補償:ライセンシーは、ライセンシーによる本契約の違反または「コースウェア」の誤用についてサンを補償することに同意します。
10. 譲渡禁止:いずれの当事者も、以下に定める場合を除き、事前に書面で相手方当事者の許可を得ることなく、本契約に基づく権利または義務を第三者に譲渡してはならないものとします。(i) サンは、支払いを受ける権利を譲渡することができるものとします。(ii) サンは、本契約を関連会社に譲渡することができるものとします。
11. 完全合意:本契約は、「コースウェア」に関する両当事者の完全合意を構成します。本契約は、本契約以前の、または同時の、本契約の主題に関する口頭または書面による通信、提案、条件、表明、および保証に代わります。ライセンシーの同意は、その後両当事者間で行われる見積、注文、承諾その他の通信におけるすべての矛盾するまたは追加された条件に優先します。本契約の修正は、各当事者から授権された代表者が自ら署名または記名捺印した書面によらない限り、拘束力はないものとします。